

児童手当



にしごうむら
福島県 西郷村
Nishigo Village

1 支給対象

日本国内に住所を有し、高校生年代（18歳到達の年度末）までの児童を養育している方。

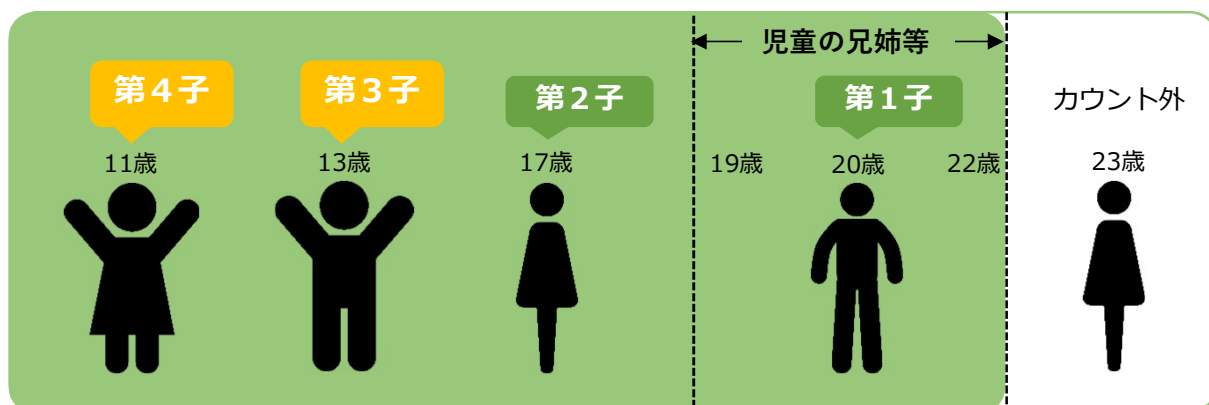
2 支給額



児童の年齢	児童手当の額（1人当たりの月額）
3歳未満	15,000円（第3子以降は30,000円）
3歳以上高校生年代まで	10,000円（第3子以降は30,000円）

第3子以降の支給額は、生計費を負担している児童の兄弟等（18歳になった最初の年度末経過後22歳になった最初の年度末までの子）を含めて、お子さんが3人以上いる場合に適用されます。※監護相当・生計費の負担についての確認書が必要になります。

多子加算のカウント例



※児童の兄弟等のカウント対象は請求者（受給者）が監護相当・生計費の負担（仕送り等）をしている必要があります。

※上記の場合の支給額は

10,000（第2子）+30,000（第3子・多子加算）+30,000（第4子・多子加算）
=月額70,000円となります。

3 支給月

原則として、偶数月の10日にそれぞれの前月までの手当を支給します。
10日が金融機関休業日の場合は、その前の営業日となります。

支給月	10月	12月	2月	4月	6月	8月
支給対象の 手当	8月分 9月分	10月分 11月分	12月分 1月分	2月分 3月分	4月分 5月分	6月分 7月分

4 受給するための手続き

初めて手当を受ける方

(出生などにより新たに児童を養育する方や、村外から転入された方など)

- 認定請求書を提出してください。
 - ・請求者（支給対象者）は、養育している児童の生計を維持する程度が高い方（通常、所得の高い方）になります。
- 請求に必要なもの
 - ・手当の支払いを希望する金融機関、支店名、普通預金の口座確認ができるもの（請求者名義の口座に限ります）。
 - ・請求者の個人番号及び本人確認ができるもの
 - ・請求者本人の健康保険証（写）または資格情報のお知らせ等加入保険の確認ができるもの
 - ・対象となる児童と別居している場合等は、別添書類が必要となります。

すでに手当を受給している方で、出生などにより対象児童が増えた方

- 額改定請求書を提出してください。

西郷村外へ転出（国外を含む）した方、児童を監護しなくなった方

- 受給事由消滅届を提出してください。

申請方法

役場の窓口、郵送、いずれかの方法でご申請ください。

出生、転入、転出などの場合、住民異動の手続きの際に併せてご案内いたします。

申請用紙は窓口のほか、ホームページからもダウンロードできます。



5 その他

届出が必要な場合の例

手続きが必要なとき	提出する書類
・ 出生や転入で新たに受給資格が生じたとき	認定請求書
・ 出生などにより支給対象となる児童が増えたとき	額改定請求書
・ 生計費を負担している児童の兄弟等（18歳になった最初の年度末経過後22歳になった最初の年度末）を含むとお子さまが3人以上いる場合	監護相当・生計費の負担についての確認書
・ 養育している児童と別居し、別居後も引き続き養育するとき	別居監護申立書
・ 離婚協議中で認定になった方 ・ 児童の兄弟等を監護・生計費の負担をしている方 ・ 施設・里親の受給者等	現況届 (左記の方には 毎年6月に 送付します)
・ 公務員になったとき ・ 受給者がほかの市町村に転出したとき	受給事由消滅届
・ 児童福祉施設等に入所したとき	受給事由消滅届

請求に関する注意点

出生、転居等が月末で、やむを得ない理由により月内に請求ができなかった場合、出生日・前住所地の転出予定日などの翌日から15日以内に請求すれば、出生日・転出予定日などの属する月の翌月分から手当が支給されます。

申請が遅れた場合、遅れた月分の手当を受給できなくなります。

現況届（毎年6月1日における状況を記載する届出書）

- ・ 毎年6月以降に、西郷村にて住民票や前年の所得等を確認し、受給者が児童手当を引き続き受給する資格があるか審査します。
- ・ 6月1日の状況を確認できる場合。現況届の提出は不要になります。
- ・ 現況届の提出が必要な方には、6月ごろにご案内を発送します。
- ・ 現況届が届いた方は、提出期限までに提出してください。提出されない場合、8月分以降の児童手当が支給されません。現況届未提出のまま2年経過すると、時効により受給資格が消滅します。

【問合せ・請求書等の送付先】

〒961-8501

西郷村大字熊倉字折口原40番地

西郷村 福祉課 こども給付係 児童手当担当 TEL 0248-25-1509